

## 家畜衛生情報



平成 28 年 11 月 22 日  
 (通算第 278 号)  
 問い合わせ先  
 長野県庁園芸畜産課  
 電話 026-235-7232

### 野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出！ 鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策の再徹底をお願いします！

環境省等が実施する野鳥等のサーベイランス(調査)において、平成 28 年 11 月に各地で野鳥及び糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

すでに、国内にウイルスが侵入していることから、家きん飼養農場での高病原性鳥インフルエンザの発生リスクは極めて高い状況にあると考えられます。

引き続き、緊張感を持って、**飼養衛生管理基準の遵守**や  
**異常家きんの早期発見・通報**をお願いします。

環境省は日本国内の野鳥サーベイランス対応レベルを「対応レベル3」に上げました！

国内の野鳥等におけるウイルス検出状況 (H28.11.21 現在)

採取場所	検体の種類	検査結果	確定日
秋田県秋田市	コクチョウ 2羽	高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6 亜型)	H28.11.21
鹿児島県出水市	環境試料 (ねぐらの水)		H28.11.18
鳥取県鳥取市	コガモ糞便、オナガガモ糞便		H28.11.21

最新情報はこちら：農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>)

#### 対策のポイント

- ★ 野鳥や小動物の鶏舎等への侵入防止のため、**防鳥ネット**等の破損や壁の隙間等の有無を**点検・改善**してください。
- ★ 農場出入口等では車両、靴、持込む物等の**消毒**、鶏舎へ入る際の履物と衣服の交換等を**徹底**してください。
- ★ むやみに外部からの人や車を**農場内**に入れないようお願いします。(やむを得ず入れる場合は、海外への渡航歴や他農場を訪問していないかどうか確認し、人・車両の記録をお願いします。)
- ★ 従業員の方も含めて、渡鳥の飛来地や韓国、台湾など発生国への**不要不急の訪問**は自粛をお願いします。

#### 下記の症状を発見した場合には、直ちに家畜保健衛生所へご連絡下さい！

- 同一鶏舎における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の **2 倍以上**となった場合 (明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く)
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で**陽性**になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ (青紫色)、沈うつ、**産卵率の低下**等の症状を呈している家きんがいる場合
- **5羽以上**の家きんが、**まとまって死亡**している場合  
又は**まとまってうずくま**っている場合



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923

県庁園芸畜産課 026-235-7232

【異状の通報はこちらへ】